

## 岡山県災害保健医療福祉調整本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県地域防災計画に基づき、岡山県災害保健医療福祉調整本部（以下「県本部」という。）及び岡山県地域災害保健医療福祉調整本部（以下「地域本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県本部は、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）に基づく岡山県災害対策本部（以下「県災対」という。）が設置された場合、又は県内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出動する場合に設置する。

2 前項の規定により県本部が設置されたときに県災対が設置されている場合は、県本部は県災対の下に設置する。県本部が設置された後に県災対が設置されたときも同様とする。

(業務)

第3条 県本部は、災害対応に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- (2) 保健医療福祉情報の収集、整理、分析及び提供
- (3) 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- (4) 医薬品等の供給に関する総合調整
- (5) 医療・福祉ボランティアの統括
- (6) その他災害対応に係る保健医療福祉活動に関する必要な事項

(構成)

第4条 県本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健医療部長の職にある者を、副本部長は、保健医療部保健医療統括監及び子ども・福祉部子ども・福祉政策企画監の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第5条 本部長は、県本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 4 専門委員は、本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、県本部との連携を図る。
- 5 災害医療コーディネーターは、専門委員と連携し、本部長に災害時の医療に関する支援策の立案、調整等を行う。
- 6 災害薬事コーディネーターは、医薬品等の供給や薬剤師派遣等に関する調整等を行う。
- 7 災害時小児周産期リエゾンは、小児・新生児・妊産婦等の受入及び搬送に関する立案、調整等及び小児周産期の医療従事者の確保に関する調整等を行う。

(本部会議)

第6条 県本部に本部会議を置き、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(地域本部)

第7条 本部長は、岡山県災害対策本部規程（昭和57年合同訓令第2号）に基づく地方災害対策本部が設置された場合、又は県民局の管内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出動する場合に、必要があると認めるときは、当該保健所長に対し、県本部の下に、地域本部の設置を指示する。

(地域本部の業務)

第8条 地域本部は、災害時の保健医療福祉活動に関する調整を行うため、所管する地域において第3条に掲げる事項を処理する。

(地域本部の構成)

第9条 地域本部には、別表2に掲げる者をもって構成することを標準とする。

(地域本部長等)

第10条 地域本部長は、地域本部を総括する。

- 2 地域副本部長は、地域本部長を助け、地域本部長に事故あるときは、地域本部長の職務を代理する。
- 3 地域本部員は、地域本部長及び地域副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 4 地域専門委員は、地域本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、地域本部との連携を図る。

(庶務)

第11条 県本部の庶務は、保健医療部保健医療課において、地域本部の庶務は、県民局健康福祉部保健課又は企画調整情報課において処理する。

- 2 第3条及び第8条に規定する業務の遂行については、本部員及び地域本部員の属する課等において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県本部について必要な事項は本部長が、地域本部について必要な事項は地域本部長が、別に定める。

附 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

## 岡山県災害保健医療福祉調整本部構成員

職 名	所 属 ・ 職 名
本 部 長	保健医療部長
副本部長	保健医療部保健医療統括監
	子ども・福祉部子ども・福祉政策企画監
本 部 員	保健医療部保健医療課長
	保健医療部医療推進課長
	保健医療部健康推進課長
	保健医療部疾病感染症対策課長
	保健医療部生活衛生課長
	保健医療部医薬安全課長
	子ども・福祉部福祉企画課長
	子ども・福祉部指導監査課長
	子ども・福祉部地域福祉課長
	子ども・福祉部子ども未来課長
	子ども・福祉部子ども家庭課長
	子ども・福祉部障害福祉課長
	子ども・福祉部長寿社会課長
	危機管理課長
消防保安課長	
専 門 委 員	岡山県医師会長
	岡山県病院協会長
	岡山県精神科病院協会長
	岡山県歯科医師会長
	岡山県薬剤師会長
	岡山県看護協会長
	岡山県栄養士会長
	(基幹災害拠点病院) 岡山赤十字病院長
	日本赤十字社岡山県支部長
	岡山県医薬品卸業協会長
岡山県社会福祉協議会長	
災害医療 コーディネーター	知事が別に委嘱する者
災害薬事 コーディネーター	知事が別に委嘱する者
災害時小児周産期 リエゾン	知事が別に委嘱する者

別表 2

## 岡山県地域災害保健医療福祉調整本部構成員

職名	所属・職名		
	備前局	備中局	美作局
地域本部長	備前県民局健康福祉部 担当次長（備前保健所長）	備中県民局健康福祉部 担当次長（備中保健所長）	美作県民局健康福祉部 担当次長（美作保健所長）
地域副本部長		備中県民局次長 （備北保健所長）	美作県民局次長 （真庭保健所長）
	備前県民局健康福祉部長	備中県民局健康福祉部長	美作県民局健康福祉部長
地域本部員	備前県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備中県民局健康福祉部 企画調整情報課長	美作県民局健康福祉部 企画調整情報課長
	備前県民局健康福祉部 健康福祉課長	備中県民局健康福祉部 健康福祉課長	美作県民局健康福祉部 健康福祉課長
	備前県民局健康福祉部 福祉振興課長	備中県民局健康福祉部 福祉振興課長	美作県民局健康福祉部 福祉振興課長
	備前県民局健康福祉部 保健課長	備中県民局健康福祉部 保健課長	美作県民局健康福祉部 保健課長
		備中県民局健康福祉部 備北保健課長	美作県民局健康福祉部 真庭保健課長
	備前県民局健康福祉部 東備地域保健課長	備中県民局健康福祉部 井笠地域保健課長	美作県民局健康福祉部 勝英地域保健課長
		備中県民局健康福祉部 新見地域保健課長	
	備前県民局健康福祉部 衛生課長	備中県民局健康福祉部 衛生課長	美作県民局健康福祉部 衛生課長
	備中県民局健康福祉部 備北衛生課長	美作県民局健康福祉部 真庭衛生課長	
地域専門委員	地区医師会長		
	岡山県病院協会支部長		
	地区歯科医師会長		
	岡山県薬剤師会支部長		
	岡山県看護協会支部長		
	岡山県栄養士会支部長		
	災害拠点病院（地域災害拠点病院）長		
災害医療コー ディネーター	知事が別に委嘱する者		
災害薬事コー ディネーター	知事が別に委嘱する者		